

予算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 9 日
開 議 時 刻	午後 1 時 2 9 分
散 会 時 刻	午後 3 時 4 8 分
出 席 委 員 名	◎長田 朗 ○上田修一 野崎隆太 吉井詩子 世古 明
	福井輝夫 中川幸久 杉村定男 工村一三 佐之井久紀
	宿 典泰 中村豊治 中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	野崎隆太 福井輝夫
担 当 書 記	中野 諭
審 議 議 案	議案第 2 号 平成 2 4 年度伊勢市一般会計予算外 1 1 件一括
説 明 員	市長 副市長 ほかに関係参与

審査の経過ならびに概要

午前 10 時、長田委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第 2 号 平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件一括」を議題とし、審査の進め方は委員長に一任することを諮り決定の後、まず議案第 2 号の歳出、款 4 衛生費から審査に入り、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費の途中まで審査を行い、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明 9 日午前 10 時から継続会議を開き、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費の審査を再開することと決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後 3 時 48 分に散会した。

審査における質疑等の概要

◎長田委員長

ただいまから予算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、野崎委員、福井委員の御両名をお願いいたします。

前回に引き続き議案第 2 号平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件を議題といたします。

【款 4 衛生費】《項 1 保健衛生費》（目 1 保健衛生総務費）

◎長田委員長

それでは予算書 98 ページをお開きください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費から審査を願います。御発言はございませんか。杉村委員。

○杉村委員

この項の中の 7 番の（２）のエネルギー教育促進事業でお伺いしたいと思います。

昨年の東北の大震災におきましてエネルギー事情、特に電気関係が不足するようなことでそのことに関しまして新しい知識を深めるために取り組んでおりますエネルギー教育の中で昨年の 6 月に各校に設置されました電力デマンド監視システムにつきまして、どのようなものかお伺いしたいと思います。

●辻教育総務課長

それでは私からお尋ねのありました電力デマンド監視システムについてお答え申し上げます。

まず学校の電気料金でございますが、基本料金と電力量料金を合算して算出されておりますが、このうち基本料金は過去 1 年間における最大需要電力、これをデマンドといいます、このデマンドで決められております。電力デマンド監視システムとは、このデマンド値を監視、抑制して基本料金を削減するとともに、電力使用量をモニターに表示して、電気見える化を図ることによりまして、節

電省エネ意識を啓発しようとするものでございます。

そしてこの説明書にございますが、学校光熱費削減分還元事業の取り組みに、この電力デマンド監視システムを組み入れて、効果をより高めようとするものでございます。

○杉村委員

各校にそのようなものを設置されまして、それ以後学校の電力の使用量、また生徒に対してどのような変化が見えてきておるか尋ねたいと思います。

●教育総務課長

8月に設置をさせていただきました。その際に契約電力量より低い、現在の契約電力量よりも低い数値をデマンド値として設定をしております。大体マイナス10から20%ぐらいの各校の状況に応じまして設定をいたしております。2月までの状況でございますけれども、小学校の場合、24校中16校が、小学校の場合ですと12校中6校が目標数値内で推移をしております。そうしたこともございまして、電力料金のほうも若干削減をされているところでございます。これは、デマンド値による基本料金以外に、使用電力料の抑制にも、その見える化によってつながっております。電力料の削減が図られているところでございます。

また、学校におきましては、私ども学校のほうにお邪魔したときに、その電力量をグラフのような形で表示して、子供たちがそういった見える化によって意識を植え付けて啓発のほうもしていただいております。

○杉村委員

かなり関心も深まって、ある程度効果が出ているというようなことで、今後とも取り組んでいただきたいというようなことで終わりたいと思います。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか……世古委員。

○世古委員

この中でエコエネルギー普及促進事業の1太陽光発電普及促進事業についてちょっと確認をさせていただきます。

昨年は当初予算と6月補正と12月補正でトータル420件とかあったわけですが、ことし平成24年度については、その23年度の実績の数で予算を立てられておるのかなと思いますけれども、24年度にあたっては事業所もプラスするというので、なおかつ需要というのが見込まれるわけですが、これもまた23年度のように、かなりニーズがあった場合には補正とかで対応されるのですか。

●坂本環境課副参事

委員仰せのとおり平成24年度におきましては、平成23年度現在の同件数の420件の見込みをしております。太陽光発電の普及促進をするために事業所も含めた、いわゆる枠を含めた対象とさせていただいておりますけれども、事業所につきましては現在県の補助金のほうで事業所の対象となっております。

りますが、県に 23 年度の実績状況も確認させていただきました。確認をしたところ、平成 23 年度の実績としましては、伊勢市内の事業所への設置補助は、実績がございませんでしたことから、平成 24 年度につきましては平成 23 年度現在の同件数の予算とさせていただいております。

現在国が検討してございます再生可能エネルギーの全量固定買取制度が 7 月ごろ明らかになるかどうかということで聞いております。そういった状況ですとか、応募件数の実績を見て、対応を考えていきたいと考えております。

○世古委員

予算については、ありがとうございました。それと事業所の補助についてですが、県内でも他の市町で事業所に補助がされておる市町はあると思います。ただその場合は、家庭用と事業所に対する補助の仕方が、補助金の金額や内容が違うわけですが、伊勢の場合は家庭用でも事業所でも同じ補助ということになっていますけれども、そこに至った経緯というのを教えていただきたいと思います。

●環境課副参事

委員仰せのとおり、家庭用も事業所用も 6 万円、1 件あたり 6 万円ということで現在決めております。経緯といたしましては、国の補助、当然事業所はございません。ただし県のほうが、先ほど申し上げましたように補助制度がございます。県の補助制度でいきますと 1 キロワットあたり、県の補助が 6 万円という補助になっております。したがってこれは 10 キロ未満までという制限がございますけれども、そういったことで国と同じような率の補助が県も出ておりますことから、事業所についても家庭と同じような 1 件あたり 6 万円ということで設定をさせていただいております。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか……野崎委員。

○野崎委員

すいません、ちょっと 1 点だけ確認をさせてください。今回の新規事業で 99 ページの 7 番、エコエネルギー普及促進事業、3 番の地域環境資源活用事業というのがございますが、これ予算書の説明資料の中を見ますと、新規事業ですが、もうすでに企画団体を含めてすべて決まっているというような形なのですが、経過だけちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

●環境課副参事

この地域環境資源活用事業におきまして、団体が決まっておるということですが、この経過につきましては、実は音しゃい祭り実行委員会さんより環境エネルギー啓発に関するイベント実施の申し出をいただいております。そのことを受けて市として財源確保を支援するために自治総合センターコミュニティ助成事業「活力ある地域づくり助成事業」への申請を行っているものでございまして、採択がされれば内容にしたがいまして音しゃい祭り実行委員会さんに委託をしようとするものでございます。そういった経過が、過去に申し出がございましてそういう助成事業があるということで現在計画を出させていただいたものでございます。

○野崎委員

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、自治総合センターへの採択が一応前提ということで、不採択であった場合には、事業自体が取りやめも含めて検討されるということではなかったですか。

●環境課副参事

委員仰せのとおり、採択がされれば実施をしたいと考えておりますけれども、不採択の場合は実施をしないという方向でお願いしたいと思います。

(目2保健センター費)

○中村委員

ここでは、5の健康づくり事業について、健康文化都市推進事業と食生活改善推進事業、この内容について少し質問させていただきたいと思います。

この内容につきましては、昨年も同じような内容で生活習慣病の予防を重点的に推進するというところで計画をされた取り組みを本年も同じような形でやっていくと、こういうようなことで整理はされておるわけであります。

御案内のように伊勢市も「伊勢市健康づくり指針」特に伊勢市健康増進計画、これにつきましては平成18年からスタートいたしまして、27年度までの10年間、この伊勢市健康増進計画、健康づくり指針がスタートしてことしで6年目を迎えておるわけですね。実際に昨年の平成23年度には伊勢市健康づくり指針ということで中間報告が出されまして、取り組み内容につきましては、よく取り組まれて効果が出てきておるということにつきましても、昨年報告をいただいております。これは特に生活習慣病を中心に取り組まれておるということで、1つの成果といたしましては、喫煙習慣のある人が、男性の場合では40%から28.3%まで減少しておると、数値目標に対しまして大幅な激減をしておるというようなことが前回報告されたわけであります。

そこで少しお尋ねをさせていただきたいのは、27年度までの残り4年間ですね、4年間の伊勢市健康増進計画、これに基づいた取り組みをどのような形でこれから進めていくのか、あと4年間の活動計画、冒頭申し上げましたように、特に生活習慣病の予防を中心にやっていくというようなことも含まれておるのですが、具体的には健康日本一を目指すためには、関係機関との連携強化が必要である。市民健康会議の指導の下にこういうような形をやっていくんだということなのですが、この4年間の取り組みを冒頭整理していただきたいと思います。

●岩佐健康課長

健康づくり指針に基づきます今後4年間の取り組みでございますが、昨年の中間評価の中で目標に達していない部分が何点ありました。運動習慣を持つことであるとか、食事の適正量がわからないとかいう部分が多くございましたので、食事と運動というところを重点的にこの4年間で進めていきたいというふうに考えております。

連携強化という部分では、生活習慣病は大人だけの問題ではなくて、小学生とか、子供さんのところからの積み重ねとなりますので、教育委員会とも連携をさせていただきたいと思っております。

○中村委員

目標に達していない部分をこれから積極的に攻めていくというようなことで御答弁をいただいたわけであります。特にこの食事と運動というようなことで関係各機関と連携をとりながらこの運動についてはさらに積極的に進めると、こんなことで御答弁をいただいたというぐあいに思います。

特に健康増進法の施行に伴いまして、言われておりますのでたばこの受動喫煙防止をはじめ、いろんな形でたばこ対策ということをこれから積極的に取り組んでいくんだと、こういうことも含まれておるわけですね。今目標を達成したということで、ここで緩めてしまうとまた元に戻ってしまうと。

今、毎回同じようなことを私聞くのですが、たばこをやめたい方も中には実際におるわけですね。そういう方に対しての指導と申しますが、そういうことはどのようにされるのですか。

●健康課長

たばこをやめたい方への指導でございますが、医療機関でもニコチンの療法とかが保険適用となっておりますので、医療機関のほうでも現在では積極的にしていただいていることと思います。

健康課のほうでは、保健師のほうで禁煙に向けてのアドバイスということをさせていただきたいと思っております。

○中村委員

実際に健康課のほうで積極的に取り組まれておるということで、実際に相談に来られた方が最近ありますか。

●健康課長

7月に実施しております健康文化週間とかそういう事業の中でもたばこの啓発をやっております、そういうときに御相談という形ではありますが、実際のたばこをやめたいのということで相談にみえる方というのは、実績としては少ない状況です。ほとんど人数的に少ない状況となっております。

○中村委員

できれば積極的にもう少しやっていただきたいなというぐあいに、この伊勢市健康づくり指針の中でもいろいろされておりますので、そういうぐあいにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

実は1月末の朝日新聞にがん対策、喫煙4割減というようなことが新聞の1面に出ておったわけですね。これはもちろん厚生労働省の計画案として、数値目標を初めて4割減らしていくんだと、そういうものが明確に出ておるわけです。喫煙率削減のために、がん対策というものについては、ひとつの中心的な柱として取り組んでいくというぐあいに新聞等につておるわけですが、この記事を見られて、つまり厚生省がこれから取り組んでいくというようなことも含めて、これから4年間の中で、この活動というのは当然出てくると思うのですよ。この点どういうような形で受け止められておりますか。

●健康課長

新たな喫煙者の方をふやさないというところで現在も中学生にむけての防煙教育というのをやって

おりますが、中学生にむけてのたばこを吸わないようにという教育とともに、たばこをやめたい方へのたばこ相談という部分で禁煙のアドバイスを積極的に、啓発して実施していきたいと思います。

○中村委員

少し答弁が違うような気がするのですが、もちろん中学生の方とかそんなことは当然の話であって、今いちおう喫煙されておられる成人の方に対して、例えば今 28. 数%がまだ男子の方がたばこを吸われておると。これの 4 割減ということになってきますと、これは大変な努力をやっていかな、がん対策の柱としてやるんだということで、これから出てくると思うんですよ。だから 24 年度以降の取り組みの中で具体的にそういうものを取り入れていかなければ、やっぱり私は、その新しく出てくる目標に対しては、非常に難しいような気がするのですが。子供、中学生やそういう方に対しては当然のことですが、やっぱり今喫煙されておる方に対してもう少しこれから積極的に攻めていかないかんような気がするのですが、今一度少し考え方があれば。

●健康課長

たばことがんの関係につきまして、身近なところから積極的に周知を図っていきたいというふうに思います。

○中村委員

よろしいですわ、がんばってください。結構です。

(目 3 予防費)

○吉井委員

私は予防接種ということで、さまざまな予防接種がございますが、今日はロタウイルスワクチン予防接種についてお尋ねいたします。

昨年 11 月 22 日に NHK の「あさイチ」でロタウイルスワクチンの予防接種の放送がありました。これは前日の 21 日にその予防接種が全国の小児科で一斉に始まったためです。このロタウイルスの感染症といいますのは、嘔吐と下痢を繰り返します。症状がノロウイルスと似ていますということですが、ノロウイルスに関しては、本日の中日新聞に出ていたのですが、長野県の岡谷市で職員の方が、このノロウイルスに集団感染されて市議会が休会になったということで、皆さんも気をつけていただきたいと思うのですが、これは気をつけていてもかかったらなるわけで、このロタウイルスもそうなのですが、重症化すると死亡するケースもあるということです。これまでの臨床試験では、ワクチンの接種によって症状が出るのを 79%、重症化するのを 92% 減らすことができるというような報告もあるという報道があります。それで伊勢市に関しましても、このワクチンというのが発売されたということではどのような御認識をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

●健康課長

ロタウイルスにつきましては、乳幼児の感染性の胃腸炎の約 20% の原因になるものといわれておりますが、昨年の 7 月、また 24 年の 1 月の段階で 2 つのワクチンが承認をされているというふうに認識

をしております。

○吉井委員

ありがとうございます。それでこれを2回接種しますと3万円近くかかるということで、いろんなワクチンを既に助成していただいておりますが、被災地におきまして大船渡市でありますとか陸前高田、住田町ではもう無料になっています。来年度で名古屋市、渋谷区が半額にするということが出ているようでございますので、また助成ということについての御検討はどうかということをお聞きします。

●健康課長

現在ヒブワクチン、また小児の肺炎球菌ワクチンを含めまして現在任意の予防接種につきましては厚生労働省のほうで定期接種の対象とするかどうかということで検討が続けられております。ロタウイルスワクチンにつきましても予防接種法の対象とするか、導入にあたっては十分に専門的な検討が必要というふうにいわれておりますので、現時点では国の動向、結果を見ていきたいというふうに思っております。

○吉井委員

今も御答弁いただきましたように、たくさんのワクチンがありますので、お母さんにとってワクチンのスケジュールというのか、そういう、忘れておったりとかするといけないので、そういうアドバイスというのか、指導について、どのようにされているのか教えていただきたいと思います。

●健康課長

保健師のほうで赤ちゃん訪問でお宅のほうにお邪魔しておりますので、その時点で予防接種につきましても、親御さんの相談に乗ったりということでアドバイスをしております。医療機関のほうでもいくつかの種類がありますので、接種のスケジュールとアドバイスをしていただけるものと認識をしております。

(目 4 成人保健推進費)

○吉井委員

この1番の生活習慣病対策事業ということで何点かお聞きします。

今日はたばこのことは聞かないでおこうと思っていたのですが、ちょっとお聞かせください。

がんのがん検診事業のところにも入ってくるかと思うのですが、やはりたばこというものがかなり大きな原因になってくると思います。いろんな対策がされているということも理解しておりますが、昨日、私事なのですが、私の娘のところに、今度入社するのですが、入社書類というのが来まして、そこに禁煙手当申し込みというのがありまして、うちの娘はもらえるのかなと思いましたが大きな間違いで吸っていた人がやめただけの手当らしいのです。私それを見たときに、こういう禁煙にがんばろうとしている人を応援するこういう会社もあるのだなということを思いましたので、市長にお伺いしたいのですが、そういう禁煙にがんばろうとしている職員さんとかを応援するような何かそ

ういう手立てがあればと私は思いましたので教えていただきたいと思います。

●鈴木市長

特段、職員に手当を出すべきかどうかというのはいちおう研究の必要性があるかと思いますが、まずやはり自分の意思でやめるべきはやめて、それに対して応援できるものは応援していくといった形が望ましいのではないかと思います。

○吉井委員

その手当となると予算もいりますので、表彰するとか何か禁煙にがんばった人に対して、本当にこの禁煙を続けるということは大変だということも市長はよく御存知だと思いますので、何かそういう賞賛をしてあげて欲しいなと思います。

次にこの説明書にのっております肝炎ウイルス検診についてお伺いいたします。

この平成24年度の肝炎対策の関連予算で国の資料を見させていただきますと、市町村において肝炎ウイルス検査の実施ということで、40歳以上の5歳刻みの方を対象とした肝炎ウイルス検診の個別勧奨を実施と記されているのですが、どのように勧奨されるのかということを教えていただきたいと思います。

●健康課長

40歳以上の5歳刻みの方を対象に肝炎ウイルス検診の個別勧奨と、その方々には無料で受診ができるというふうな事業でございまして、40歳、45歳という5歳刻みの年齢の方のところに個別に通知をしたいと思っております。

がん検診中の大腸がんのクーポン事業と対象の年齢が同じになりますのでそこで一緒にということとで通知のほうをしていきたいというふうに考えております。

○吉井委員

大腸がんのお知らせと一緒にするということで、大腸がんの封筒の色を考えたりとか、よその市ではそういうような工夫をされておるということもお聞きします。

この肝炎ウイルスなのですが、県の事業では保健所で券をいただいて、それを医療機関に持っていったら無料になるというのが、それが40歳からの5歳刻みの年齢以外の方の年齢の方はそのようになるという理解でよろしいでしょうか。

●健康課長

現在、保健所のほうでしております肝炎検査でございしますが、20年3月から医療機関のほうで無料でできる形となっております。それまでは市のほうでも、肝炎検査をしておりましたが、一部自己負担金をいただいておりました。今回やります5歳刻みの方は無料となりますが、それ以外の方は有料となっておりますので、市民の方にとりましては県のほうの事業を使っていただきたいと思いますというふうに、無料の県の検査を使っていただきたいと思いますというふうに思っております。

○吉井委員

ちょっと複雑かなと思いますので、その周知のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

次にもう一度、がん検診のほうですが、この乳がんが平成 22 年に 20.8%、子宮頸がんの検診が 21.8% で大体これは全国的にこういうぐらゐの受診率の都市が多いと聞いているのですが、やはり乳がんがありますとか子宮頸がんは女性ホルモンとかウイルスの感染が関係するがんでありますので、30 歳代とか 40 歳代の若い方も多いがんです。それで、このがん検診の受診率をあげるために、例えばお隣の松阪市では、今回集団検診のところへ保育士をおくということ、託児ですね、そういうことを聞いている間に肩こり体操をしたりとか、そういう工夫をされていてということをお聞きしております。その辺で、やはり何かお子様連れでもがん検診に行こうというような工夫というものを、これからしていかなければいけないと思うのですが、していかなければいけないと思うのですが、その件についてお考えをお願いします。

●健康課長

集団の乳がん、子宮がんのがん検診の受付のときにも、子供を連れてきてよろしいですかというお問い合わせもあります。そういう場合は、バスの中の検診に入るときに離れられるお母さんと離れられるお子さんでしたら、どうぞ一緒に来てくださということに来ていただいておりますが、今後もお子様がいてもらいやすいような環境をつくっていくというふうな工夫を重ねていきたいと思っております。

○吉井委員

ぜひ、よそでは封筒の色を変えたりとかいろんな工夫をされておりますので、ぜひがんの受診率が 50% ぐらいいくようにしっかりと周知をお願いしたいと思います。

(目 5 母子保健推進費)

○吉井委員

私は 103 ページこの 3 番、母子健康手帳交付事業についてお伺いいたします。これはいわゆる母子手帳と言われているものですが、母子手帳はすごく歴史が古くて、昭和 17 年の妊産婦手帳というものから始まったということです。この平成 24 年に 10 年ぶりに大幅な改定がされると聞いております。この母子手帳には省令様式と任意方式というのがあって、平成 3 年から医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健・育児情報については、省令で記載項目のみを定め、その具体的な内容は市町村ごとに委ねるといったいわゆる任意様式というものも用いられるようになったのですが、これが母子健康手帳に関する検討会報告書に出ていたのですが、伊勢市のほうは、この省令様式でしていると伺ったのですが、伊勢市特有の情報でありますとか、そういうことに関しまして、どのように対応されているのかということをお聞きしたいと思います。

●健康課長

母子手帳の交付時に市の情報といたしまして、市の母子保健サービスでありましたりとか、マタニティマークのキーホルダー、休日応急診療所の情報と伊勢市独自の情報が、母子手帳とは別途でチラ

シでありましたりとかキーホルダーでありましたりとかの別の形としてお渡ししておりますが、母子手帳と母子保健の妊婦検診の受診券と、その他市の情報というのを一つにまとめまして、母子手帳の交付のときにお渡ししております。

○吉井委員

よその自治体でも2冊とかにして、そういうことにすると、検診のときに忘れてきたりとかいろいろなことがあるというようなこともお聞きしておりますので、母子手帳を検診のときに忘れないようにということのアドバイスもお願いしたいと思います。

それから24年度から、カラーカードというものができました。これは赤ちゃんのうんちの色の写真があって、生後1カ月前後の便の色を見て、例えば第一子でありますものすごく神経質になります。この色でいいのかなということ、それをものすごく印刷に苦勞して、これは紙に印刷するものですので、大変苦勞してつくられております。その胆道閉鎖症というようなものの、異常の早期発見とかに役立ちますので、このカラーカードというものをしっかりと紹介していただきたいと思いますが、そのアドバイスの仕方についてとか、研究なされているかということをお教えいただきたいと思います。

●健康課長

24年度から母子手帳の中に、胆道閉鎖症の早期発見のためにということで便のカードが入ってまいります。母子手帳の交付が保健センターでは保健師のほうが対応しておりますので、見えた方にきちんとこういうものが入りましたということで説明をしていきたいと思っております。

またそのほかに支所でも配付をしていただいておりますので、そちらに向けましてもきちっと周知のほうをしていきたいというふうに思っております。

○吉井委員

保健センターにおいても支所においても、どこでもらってもきちんと説明をしてもらったということをおっしゃっていただけるようお願いしたいと思います。

(目6 墓地費) 発言なし

(目7 診療所費) 発言なし

(目8 公害対策費) 発言なし

《項2 清掃費》 (目1 清掃総務費)

○中川委員

ここの項目で3番のきれいなまちづくり推進事業の(2)廃棄物集積所設置補助金に関して何点か御質問をしたいと思います。現在集積を集約するために各地区に金網のものが貼られておるとかいろいろな形があると思うのですが、この辺の仕様の統一がどういうふうになされておって、安全性とか

耐用年数はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

●環境課副参事

ごみの集積所の設置に関しましては、補助金を利用させていただいて自治会さんに設置をしていただいております。設置の際につきましては、職員のほうが集積ボックスのカタログ等をお持ちさせていただいて、設置の際の参考となりますよう相談をさせていただいております。最終的には補助金を使わせていただいて自治会さんのほうで設置をしていただくということでございますので、最終的なボックスの選定といいますか決定につきましては自治会さんのほうで決めていただくようにさせていただいております。

それと安全性とか耐久性につきましては、そういった二次製品的なボックスもございますので、安全性とか耐久性については、確保できているのではないかというふうに考えております。

○中川委員

金網あたりは JIS 規格やそんなのがあろうかと思いますので、使う側で簡単なつくり方でありまして、例えばもう既に 1 年たつとさび、それから底が破れたり戸が外れたりということで、あの戸が外れて倒れるとけがの問題もあります。それから個人的な判断で申し訳ないのですが、4、5 年たてば一度更新せないかなのかなというような感じもありますので、これはやっぱりチェックしていかないと余分にお金がいるような気配がありますので、その心配と、床面なんかでもコンクリートをしてさらにその上に金網を貼ってあるところと直接のところとありますから。もう 1 点はちょっとくどくなりますけれども、例えば金網が全部はってありますと雨天のときに、雨が降ると当然ビニール袋に水分が混じる。そのことによって焼却場の火力に問題があると、そんなところも含めて検討されておられる様子がありませんから、1 カ所であれば問題ないのですが、伊勢市全部になりますと今後相当な金額の損失が懸念されますので、いわゆる担当ベースでチェックをしながら、今後統一化といいますか、安全性も含めて耐用年数は最低でも 10 年、10 年たったらペンキを塗るぐらいの程度のものが妥当ではないかなと私はと思いますが、担当課としてどういうふうに判断をされますか。

●環境課副参事

委員仰せのとおり、そういった先ほど申し上げましたように出向いていってそういう相談をさせていただいてはおりますけれども、確かに金網であったりとか、つくりが統一されておられません。現在の要綱では補助金を受けていただいた年度から 10 年を経過するまでの間は、再度の交付は受けられない仕組みになっております。ただし腐食等によりまして集積所の機能が維持されない場合につきましては修繕費としての補助をさせていただいております。先ほど申し上げましたように入り口の不具合でありましたりとか、そういった場合には修繕費としての補助を出させていただいております。ただ、委員御指摘のとおり、今後につきましては少しでも長く使っていただくような、例えば 10 年以上使っていただくようなボックスの設置を推進していくとか、雨天対策も含めて今後そういうような設置に努めていきたいというふうに考えております。

○中村委員

同じ場所できれいなまちづくり推進事業について、2、3 点質問させていただきたいと思います。

特にこの事業につきましては平成 21 年、平成 22 年の 2 カ年で集積場の設置ということで伊勢市全域 2 千カ所の集積所ができたということで、23 年度から実際に収集コースの見直しとか、さらには 2 人体制の問題とか、さらには台数の削減等々を含めて大変職員の皆さんは御苦勞をされてきたわけがあります。

特に収集コースにつきましても、当時 26、7 あったのが 10 ぐらい削減されて 16 ですか、収集コースも見直しをされておる。さらには 2 人体制につきましても平成 23 年の 6 月ごろから実施をされた。そういうようなことで実際にこの 1 年間大変御苦勞されてこんにちまで来ておるわけですが、2 点ちょっと教えていただきたいのは、こういう体制になって、戸別収集から集積収集になったわけですが、市民の皆さんの反応はどのような反応なのか、整理されておればちょっと教えていただきたいと思います。

●山村環境生活部参事

集積化を進めておりました段階では、サービスが低下するのではないかと、またお年寄りの方とか、体の弱い方はそこまで持っていくのが大変ではないのかとか、そういう御意見をたくさんいただいておりますのですが、実際集積化された後におきましては、そういった御意見は、ほとんどいいぐらない中で、逆にそれまでカラス等に散らかされたことが、もうなくなったとか、きれいな形になったとかというふうな御意見のほうが今は多いというふうに理解しております。

○中村委員

当時心配されておったことが、やってみたら非常に少なかったと、周辺がきれいになって非常に評判がいいとこんなようなことも私も聞いておるのですが、たぶん今おっしゃられた内容で一定の整理ができるのではないかといいぐあいに思います。そこでこの 3 人体制から 2 人体制に昨年の 6 月から変わってきたわけですね。これ 70 数名おられた職員が 30 数名まで減ってですね、それだけ合理化をされながらこんにちまで大変な御努力をされておるのですが、特に心配されるのが、この収集車に乗られておる負荷の問題ですね。健康管理の問題になるわけですが、この点どういうぐあいに整理されておりますか。

●出口清掃課長

健康管理のほうでありますけれども、実は戸別から集積に変わった時点で、歩く負担というのがなくなりまして、体力的というか、歩く部分がなくなったということで健康管理としてはよくなったのかなと。ただし一気に集積所でゴミをもちますので腰痛対策ということでラジオ体操の徹底とかストレッチ等々で健康管理をさせていただいております。

○中村委員

これまたですね、やっぱり 2 人体制になったことによってよい面が出てきたと判断させていただいていいと思うのですが、そういうふうな方向で健康管理も含めてぜひ職員の管理はしていただきたいとこんなふうに思います。

そこでこの集積化が始まって伊勢市全体で 95% 程度の集積化になったということを聞いておるのですが、それでよろしいですか。

●環境生活部参事

今現在、1地区の中の百世帯ぐらいのところ、ちょっと道路幅等の関係でまだ集積化ができていない部分があるのですか、率でいいますと、ほとんど99.7%ぐらいになっているのかなと思っております。そこのところにつきましても、今各地域で例えばああいうボックスをおけない場合、例えば折りたたみ式を使うか、そんなようなことも含めてなんとかこの24年度中には、遅くとも集積化ができるような形で、地域としても取り組んでいただけると聞いておりますものですから、今現在実質的には99.7%ぐらいまでできたのかなという状況でございます。

○中村委員

99.数%までこの集積は進んだということですが、場所によっては少しおれところの地域はこんなことではなかったんやという地域もあるように聞いておるわけですね。場所が狭いからできないということと、昔からのいろんな経過も含めて、おれのところで集積化はやらへんのやという地域があるわけです。そこへのいろんな話し合いというのはたぶんされていると思いますが、どうですか、実態は。

●環境生活部参事

先ほど言わせていただきました地域は、まさにそういう経緯のある地域でございます。私ども役員さんとも変わる中で何とか集積していこうというふうなことで御理解をいただいております、各地域の方にもまたこれから私どもも一緒になって御理解を求めていきたいとこんふうに考えておるところでございます。

○中村委員

そうしますとこの24年度中には、伊勢市全域ほぼ100%になるとこんな判断でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

(目2 資源循環推進費) 発言なし

(目3 塵芥処理費)

○福井委員

この塵芥処理費ですが、全体の金額を見ますと今年度は7億7,600万円ということで、去年は8億2,500万円ということで4,800万円今回下がっておる。平成22年は8億3,500万円ですので、今年度に比べますと5,800万円多かった。平成21年は、8億8,300万円であったので今年度と比べると1億少し多かった。こういう感じで徐々に金額が下がってきておるということで、いろんな努力があったのではないかなと想像するところでございます。

その中で、107ページの1の(1)一般職員人件費ですね、これが今回は4億9,600万円、去年は5億2,600万円、平成22年は5億8,400万円ということで、これもどんどん下がっております。平成22年を比較してみますと、全体の塵芥処理費は今年度に比べて、先ほど5,800万多かった、人件費の分で、比較でいきますと、今年度の比較より8,800万円多かったということで人件費の大きな減額が、

この塵芥処理費の大きな減額になってきておるのかなと想像しておりますが、そういう考え方でよろしいですか。

●清掃課長

仰せのとおり人が減っているということで、塵芥処理費の費用が減っているところです。

○福井委員

そうしますと全体のごみにかかる費用ですね、ごみの搬入量ですか、その辺についてはあんまり変わっていないのでしょうか、それとも年度ごとにごみの搬入量等もふえているのか、減っているのか、分かれば教えてください。

●清掃課長

22年度から23年につきましては若干の減少があるということです。

○福井委員

若干のということで、数字が示されませんでした。伊勢市のごみの処理の状況で、その中で私が聞いたところでは伊勢市が許可をしておる一般廃棄物収集運搬業許可業者がかなり多いと聞いておりますけれども、今何社ございますか。

●環境課副参事

現在、一般廃棄物収集運搬許可業者ですが、申し訳ございませんが手元に資料がございませんので約90社程度現在ございます。

○福井委員

約90社ということですね。私の聞くところによりますと、市内業者40数社ですね。私が聞いたときには84社中、市内業者41、市外業者41、県外業者2ということで84社ということで聞いておりますが、これだけ市外、県外が多いということは、考える必要はないかもわかりませんが、市外からのごみが間違っただけで入ってくるような可能性はないか。よそで収集した分が伊勢市のほうへきたときに、中へ入ったまま混載して入る可能性はないかというようなことを危惧するわけですが、そういう部分の対策というか歯止めというのは、そういうものは何かしておられますか。

●環境課副参事

委員仰せの管外ですね、ごみについては伊勢広域環境組合で1市3町の4市町で共同処理をしておるところでございますが、管外ごみの搬入防止につきましては、処理をしております伊勢広域環境組合と市町が共同をしまして、今現在は月1回ごみをおろすところで1回、業者の搬入車両のごみをプラットホームへあけていただいて、その中に管外ごみ若しくは産業廃棄物が混入されていないかという調査を毎月させていただいております。来年度以降につきましては、さらにこの回数をふやして、いわゆる管外ごみとか産業廃棄物の混入防止をしていく予定でございます。

○福井委員

月1回というのは、今抜き打ちでやっているのでしょうか。それとも日にちを決めてやっているのですか。

●環境課副参事

抜き打ちでさせていただきます。

○福井委員

回数をふやすということで、そういう面で混載のないように極力対策を行ってほしいと思います。

ごみの処理は伊勢市民の大事な税金を使って処理をしておりますので、もし他市、他県のごみが伊勢市に搬入されて、それを伊勢市がごみの処理をしておるということになる余分な金を使うわけなのでそういうことのないように市民の大切な税金ですから、そういうことがおこっておるようであれば、おこっていないと信じておりますが、おこるようなことがあればこれは大きな問題ですので、そういうことは今後、力を入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎長田委員長

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午後2時25分)

(再開 午後2時37分)

【款5 労働費】《項1 労働諸費》(目1 労働諸費)

◎長田委員長

休憩を閉じ会議を再開します。

次に款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費に入ります。

御発言はございませんか・・・佐之井委員。

○佐之井委員

それでは、111ページの労働費の中のやすらぎ公園プール解体撤去費3,578万9千円。これにつきまして何点かちょっと・・・、なぜ予算化してきたのかということで、ひとつ御質問をさせていただきたいと思います。

これは既に本会議の場におきまして2人の議員から予算案、あるいは廃止条例案につきまして詳細な質疑がなされております。したがってそのこととなるべくだぶらないように、少々はだぶるかもわかりませんが、だぶらないようにしまして、私の考え方で質問をさせていただきたいと思います。

このプールを廃止するという大きな理由が、先般の2月13日の産業建設委員協議会の御報告、御論議、先般今申し上げました本会議の質疑の中でかなり詳しく御論議がされておりますね。

それで大きく要点で言いますと、入場者が23年度の設定目標1万6,900人を下回った、1万3,615

人の入場者であったということが理由のひとつにあげられております。

もうひとつが今後営業をやっていくということになりますと施設に対する修繕費が、多額の修繕費がかかってくるという御答弁もございました。いわゆる収支赤字、財政的な理由を大きく挙げられておるわけです。

それでもうひとつは、廃止をするから代替案としての措置として24年度に限って「千の杜」のプール利用の助成をしていきたいと大きくこの3点があると思います。

そこでまず先般3月6日付の新聞報道を見ますと伊勢やすらぎプール代替案を伊勢市が見送りを検討するという見出しが出ております。3月6日付けです。これをずっと読んでいきますと、少し紹介しますが、もう皆さん既に御高覧したと思いますが、プール廃止方針に伴う1年限りの代替策について、市が実施の見送りを検討していることがわかったと。代替策が一部市議からも批判の声があったと。それでちょっと抜きますが、しかし市が代替策導入を表明した2月中旬の市議会委員会協議会では、一部市議が、先ほども申し上げましたが、1年限りの措置に対して場当たり的というような批判もあったと。ずっと書いてありまして、庁内会議でこの問題が話し合われた際にも実施見送りの声が多く出たと。この前の経営戦略会議の問題が、議案質疑の中で行われていましたが、こういうような記事が出ております。それで市は開会中の市議会での議論を見定めた上で最終判断すると、こういう記事が出ておりますが、まずこの新聞報道につきまして、事実関係、見解をお示しください。

●中井産業観光部長

ただいまの3月6日付けの中日新聞の記事を御紹介いただきました。

これまで私も庁内でやすらぎ公園プールにつきましては存続の是非、それとあわせて代替策の是非というものにつきまして協議をまいりました。御承知のように21年6月の産業建設委員協議会で廃止という方向を当初お示しさせていただいたのは既に御承知のとおりでございます。

それ以降、市長が替わりましてから何とか続けていきたいという思いと、また市民の皆さん方からの存続に対する要望等がございました関係から市長さんのほうで判断をいただきまして、22年につきましては、まず1年実施をさせていただくということとさせていただきます。そしてその結果を報告し、また23年につきましても、再度もう1年検証したいということで進めさせていただいたところでございます。その際には、やはり目標についても一定のものは決める必要があるだろうということで、入場者数を目標数値とさせていただいたところでございます。その結果23年度につきましては、それを達成することができなかったということもございますし、21年6月の段階で行政改革のガイドライン等に種々照らし合わせた結果、検討を進めてきたことでございますので、目標が達成できなかったということもあわせて庁内の経営戦略会議等で議論をさせていただいた。その中では先般も2月13日の産業建設委員協議会で御説明申し上げましたとおり、方向としては、プールは廃止、代替策については1年ということをお示しさせていただきましたところ、いろいろと御意見をいただきました。それらを参考にしまして改めて経営戦略会議を開催いたしました結果、方向としては厳しい中で存続することは難しいだろうと。また代替策につきましても難しいのではなかろうかというところがあったわけでございます。そのような中ではございますけれども、先般の本会議の中では市長のほうからこの議会中に結論を出すというふうな方向の中で、方向付けをさせていただいたところでございますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○佐之井委員

いやいや、部長るる言うてくれておりますが、この新聞記事は、これは間違っておるのですか。そのとおりなのですか。代替策見送りを検討しておる、いわゆる今議会の推移を見て、議論を見定めた上で最終判断するということは、まだ流動的やということですよ。この辺はどうですか。

●産業観光部長

もちろん現在の段階では流動的というふうにとっていただいて結構でございますが、意見としましては代替策を見送るという意見も出てきたということで御理解いただきたいと思います。

○佐之井委員

代替案は流動的なのですか、予算でこうやって出てきていますけれども、事実 3,578 万 9 千円の中に 220 万か 230 万の代替費と一緒に一括して出てきていますじゃないですか。そこら辺なんです。最終案を議会の推移を見た上で決めるということになると、なるとですよ、これ提案されておるわけですけど。これは条例も含めて一体的に出していることですから、ふらつくというのは、考え方を変えてこないかんと違いますか。

●産業観光部長

委員のおっしゃるとりだというふうに思っております。この予算を編成する段階で、まだ最終的な結論を議会のほうにお示しすることができなかった。この 2 月 13 日だったわけですが、そのような状況の中で、まず私どもといたしましては、廃止については、その方向でいきたい。それで条例のほうも廃止のための条例をあげさせていただきました。

代替案をしていこうというようなことで協議をしておりましたので、そのような方向で予算の措置につきましてはお願いをさせていただいたということでございます。最終決定につきましては、この本会議での御意見、また予算委員会等での御意見等も参考にさせていただきながら、最終的に判断させていただくという形になろうかと思いますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

○佐之井委員

ちょっとこれ肝心なところなので押さえないのですが、肝心なところですよ、予算の中に含めてあがっておる、これはそうすると流動的なのですか、これ出てきておるわけですよ、予算審議に、予算委員会に。3,578 万 9 千円の中に 220、230 万円入っていますやないですか。これはこの推移を見て決めたいというのなら、プール自体の廃止も流動的という考え方になるやないですか。ならんのですか、もう 1 回聞きたい。

●鈴木市長

やすらぎ公園プールにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。先ほど部長から申し上げましたとおり、プールの存続につきましては、廃止という方向性で出させていただきました。その代わりといってなんですが、子供たちのために 1 年限りですね、代替案を出していきたいということが、我々の思いであります。その旨を協議会のほうで御報告をさせていただきました。しかしながら委員の皆さまからたくさんの御意見を頂戴いたしまして、その代替案が認められるかどうかというの

が、我々としても非常に苦慮しているというのが正直なところでございます。そういったところから皆様方の御意見を参考にしながらできるだけ早いうちに結論を出してお示しをさせていただきたいと思っております。ただし、方向性としては代替案で何とかいきたいというのが、本音でございます。

○佐之井委員

これをいかんと進まんですな、先が。というのは、予算でこうやって審議に出てきておるわけじゃないですか。やめるから代替案を出してきておるんですよ、予算も一体で出てきておるのです。これが状況を見て審議する、くどいようですけれども審議をするということになると、これは全体的にやすらぎ公園プールの解体撤収も含めて組み替えてこないかんわさ。私はそういうふうに思います。これ質疑の場ですから、私はあえてしませんが、これは予算の組みかえでもやらなしょうがないのと同じですか。そんなふうに思いますよ、今正直に言いまして。ここのところはちょっと平行線というより、僕はどうも納得できないです。そうすると場合によっては撤収するけれども、これもこの中に入っている予算もやめということになるんじゃないですか。これはこの辺で終わっておきますわ。これやったら組み替えてこないかんと思いますよ。他に何点か聞きたいことがありますので、これはこうやってあれしておきますけれどもちょっと私はおかしいと思いますよ。

次に何点か伺いたいと思いますが、ちょっと時間をください。

今部長からるる述べられましたように、19年2月に施設見直しガイドラインというのをいろいろ検証して踏まえた形でプールの運営を存続したいということで、当時私振り返ってみますとね、2年前、プールの存続に私は賛成したんです。それで、鈴木市長当選されて、ええことやったなと私は思っておったのです。ところが1期4年の半ばでこれを破ったんやと。でもこれはこういうことでと、るる説明をこの間からなされておる。そういうことになるのですが、これ僕は政策の一貫性に欠けておると思うんですよ、こういうこと、ちょっと納得できないですね、こんなことは。そこら辺が、非常に疑義があるのです。2年前に大いに論議をして、議会でいろいろと、ああや、こうやと言って、私は存続せいということを申し上げてそういう意思決定をしていった経緯がございます。その辺はどうですか、市長。市民に上げられて任期半ばで、これをやめるということ。この辺は市長ちょっとどう考えておるのですか。

●鈴木市長

一度ですね、廃止が決められたやすらぎ公園プールにつきまして、何とか続けていきたいということで、まず1年間存続をさせていただきたいと。1年、そして2年間の実数を見て、検証をさせていただきたいということで皆さまの元に御報告をさせていただきました。

その後に、その後はどうするんやということで我々としましてやはりその数字を検証しながら、最初に廃止の議論があったおおもとに収支の問題、修繕費、今後の投資的な経費の部分が課題とありましたので、目標数値の設定をさせていただきました。ただし残念ながら、その目標数値の設定につきましては、努力をしまいいりましたけれども、その数字には及ばなかった。そのことを元に変えながら廃止という方針を打ち出さなければならないというところを方向としてお示しをさせていただいたところでございます。

○佐之井委員

まあこれ私ちょっと、市長、やっぱりそれはちょっと問題があると思いますよ。もうちょっと続けていくべきやと思いますしね、そこです、目標設定と先ほどからいろいろと、本会議の質疑の中でも言われておりますが、1万6,900人、これは過去5年の平均比の2割増しやということです。これの計算は私わかりませんが、なんで2割にしたのですか、根拠は。例えばですよ、3%、5%増しとか、なんで20にしたのですか。どうしてもやめていこうという目標設定なので高くしたのかなという気にならざるをえんわけです。2割の根拠を教えてください。

●奥野商工労政課長

平成23年度に実施をいたしますやすらぎ公園プールの目標といたしましては、23年2月の産業建設委員協議会のときにも御報告をさせていただきまして、目標数字1万6,900人ということでお示しをさせていただきました。こちらのほうにつきましては、委員仰せのとおり平成18年から22年の平均値1万4,113人に対して20%というふうなことで設定をさせていただいたところでございます。こちらのほうの数値といたしましては、過去の利用実績、それからこれまでの利用実績から、超えられる数字であるというふうなことで、平成19年にも近いところではございますが、同じような数字の実績として達成をしておるところでございます。

またこの施設といたしまして、市民の皆様がたくさん御利用いただきたいとそういった形のニーズのある施設であるというふうなことで、この数字の設定をさせていただいた。その確認をするために、ニーズの確認をするということで設定をさせていただいたところでございます。

○佐之井委員

ちょっとよく分かんずな。20%増やったら1万6,900人、これはいいんですわ、計算しますと。何で20%にしたのかというのがもう少しわからん。もう少し具体的に端的に教えてください。もう少し具体的に、何で2割ですか。5%やったらいかんのかいな、例えばですよ。

●産業観光部長

20%という根拠というのは、あくまでも結果が20ということで御理解いただきたいと思います。先ほど課長の申し上げましたように5年間の平均をとりました。そして過去の多い年等も参考にしながら、まずこれぐらいの数字が必要であろうということで決めたのは事実でございます。そしてその結果が1万6,800何十人となりましたが、1万6,900人という数字で結果として20%という数字になりましたので御理解いただきたいと思います。

先ほど言いましたように経費の面もございしますが、市民の皆さん方に多く利用していただきたいということ、それから過去の実績との割合ということでさせていただきましたので御理解賜りたいとお願い申し上げます。

○佐之井委員

あのね、ちょっと答弁は、あんまり的確ではないですよ。2割にしたというのは、私は、はっきり言いまして廃止をするための目標設定としか思えないですね。目標というのは、ちょっと余談になりますが、目標というのは努力してここまでするという、いわゆる対策を組んでいく一番の上の設定なのですが、例えばトヨタ自動車工業のプリウスがよく売れていますけど、プリウスをつくって売るのが

はトヨタ自動車工業の目的なのです。ところが前年度比1割増産、100万を110万円にしようとする目的設定をして、金とマンパワーとかけて、知恵を絞ってその10%上へ上げたものをやっていくにはどうするかという目標に対する計画ができてくるのです。これが順序なのです。

そうしますとね、私は20%の答弁をいただいたけれども、どうしても了承できない。去年の2月に産業建設委員協議会での報告によると運営面で庁内のプロジェクトやとかいろいろ検討した結果、運営面で3点の改善をしていこうということがあるのです。これは皆さん御承知のように新規利用者の開拓をしようというのが1つ。それからリピーターをふやすというのが1つ。それから管理運営の効率化を図っていくという、この3点の柱があるのです。これに基づいて、市当局が出した報告書ですよ。リピーター増と利用者のサービス改善に取り組んでいきたいと、こういう報告を去年のちょうど1年前にやっておるわけですよ。

今私が言いましたそういう対策、目標に対する対策を十分取り組んできたのですか。そこら辺はどうですか。

●産業観光部長

本会議でもお答えをさせていただきましたけれども、やはり集客、利用者増のための取り組みといたしましては、22年度、これは22年、23年両方とも申し上げたいと思いますが、22年度に対しましては、小さいお子さん向けのイベントといたしまして、海上での宝探しゲームというのを実施させていただきました。またその前に22年度は若干その補修の関係でありますとか、その辺で立ち遅れたことがございましたので、市内の幼稚園、保育所、それから小学校、中学校等にチラシ、あるいはポスターの配布をさせていただきました。それでぬり絵というのでも先般申し上げましたが、そのようなものも同時に配布をさせていただきました。それをお持ちにいただいた皆さん方に若干ではございますが、粗品程度のお菓子等を差し上げるという形で呼び掛けさせていただいたところでございます。

23年度におきましても先ほど申し上げました会場での宝探しゲームでありますとか、簡単なゲームでじゃんけん大会だとか、そういうふうなものの回数を重ねてまいりました。そしてチラシ・ポスターにつきまして22年度は約4,600枚ぐらいだったのですが、23年度は1万2千枚までふやしまして、それぞれの保育所、幼稚園等をまわらせていただいたところでございます。さらに23年度窓口での商品の引きかえというような形での取り組みをさせていただきましたが、残念ながら努力は及ばなかったということでございます。

○佐之井委員

たくさん対策は立てていますが、1万6,900人は、かなり高いところへおいていますから、逆に言うと、そこまでいかんですよ、それは。いかに目標設定値が高すぎるかという裏返しじゃないですか。私はそう思いますよ。この暑い夏場で数少ない野外活動の広場じゃないですか。利用者から根強い存続してくれという要望もあるやないですか。これは、今私が言ったことは、去年、おととしの2月12日の産建協議会の資料で報告されておるでしょ。暑い夏場の数少ない施設やと。市民の健康増進や、利用者からのそういう存続が非常に根強いと。これは去年おととしの産業建設委員協議会で報告された資料で、私が勝手に言っておるわけやないです。これ、ちょっと古いデータですけども、21年の夏にやすらぎ公園プールを利用していただいた方にアンケートをとっておるんですね。これ議員にも配られまして私も持っていますけれども、これいろいろあるのですが、例えば1つとりますと今回ブ

ールを利用いただいた一番の理由を教えてください、301 人の方が回答しておるんですよ。156 人が安いもんでやと。それと重なりますけれども流水プールや小型スライダーがあるもんでというのが、約 2 割、58 人もいる。それから水深ですね、すべり台、スライダーを下りたところで幼児が遊ぶいいところですが、いわゆる水深が浅めなので安心して遊ばせますというのが、70 人いるんです。それで相当利用していただいて、1 万 3,600 人も利用しておるわけじゃないですか。45 日か 50 日する施設で 1 万 3 千人も入ったら、それは公共施設として立派なものやと思いますよ。

時間もありますのでもうちょっと角度を変えて質問をさせてください。長くなってえらいすいません。皆さんに十分に理解をいただくために長い話になるのですが、設置した当時のことを若干私は皆さんに聞いて欲しい。

あのプールは御存知の方もおりますが、伊勢市が墓地行政を進めるひとつの手法としてですよ、墓地行政という行政を進めるひとつの手法として財団法人を設立して、その相手方セクターに民間を入れていわゆる第三セクターで開設をしておる。墓地行政を進めるというひとつの手法でつくったんです。その財団法人がプールをつくるというコンセプトを持っておったわけですよ。今は副市長さんが理事長を務められておりますけれどもね、役所の行政のひとつの手法として財団法人をつくって今運営をしておるわけですよ。それでしたがって墓地公園というのは、お墓へ行くとやぶ蚊にくわれて退散するような墓が町にはありますけれども、うちらもそうですけど。太陽の光を浴びてですね、四季折々の花が咲いたところで公営住宅もつくって、そういう基本コンセプト、市民の憩いの場としての基本コンセプトを持ったひとつの施設としてやすらぎのプールは位置づけられておるのです。したがってあそこに桜も千八本植わっておるわけです。吉野の千本桜は千本やで 8 本多くしようやということとで植えたんです。千八本植わっておる、枯れたのも有りますけれども、植えたときには千八本です。だから四季折々の花が咲いて市民の憩いの場ということになっておるんですわ、あそこは。したがって公社がプールをつくるという予定でありましたけれども、ちょっと経営状況が思わしくなかったもので、当時労働省へ陳情しまくってですね、雇用促進事業団に頼み込んで 54 年 6 月に設置をしてきた経緯があるんです。公社が持っておる土地、あのプールの土地を伊勢市が買い上げてつくってきた。そういう経緯があります。当時私、事務方としてかかわった経験があるのでよく覚えています。33 年ぐらい前ですけども当時のお金で 8 千万ぐらいかかっております。勤労者体育施設ということで労働省へ何回も通ってですね、やっとなつきました。それで今日まで営業をしてきたのです。私は事務方がかかわったから今残せと言うておると違いますよ。そんなことは違います。そういう経緯がある。先般も黒木議員が本会議の質疑の中でやすらぎのパンフレットにプールの問題もあるということとでちょっと言ったら、松下副市長、今の霊園の理事長さんがプールは墓地の販売にあんまり関係ないんやという答弁をなされておりましたが、もう墓はたくさん売れておるわけですよ、これは。墓所は。既に 7,600 ぐらいあってもう 6,300 ぐらい売れておるわけですよ、私あそこにおったでよく知っておる。8 割 2 分弱売れておるのです。だからプールがあるよって墓が売れるとか売れやんとかという観点でものを考えたらいかんのですよ。いかんと思いますよ。お墓を求めてくれた方、6,300 区画なので 2 つ持っておる人もおりますから 6,300 人とは言いませんけれども、そういう方々にも私は一定の説明責任、破るのならそういう説明が私はあると思うのですよ、購入者に対しても。プールの無料入場券を、お墓を持っている人に送っていますよね、今でも、どうですかその辺。

● 松下副市長

まず後段の部分ですが、プールの利用券につきましては、昨年は1枚送らせていただいております。

それからこのパンフレットの中にこういうふうに書かれております。周辺には伊勢神宮、鳥羽など伊勢志摩国立公園の見所もたくさんありますから、参拝を兼ねたご家族連れの行楽にも最適ですと。夏季はやすらぎ公園内のプール施設も御利用いただけますということでいわゆる、委員のおっしゃいますように公園墓所というような形で開発がされてまいりまして、そこで売り出しがされてきたというところでございます。

ある意味これだけ環境のいいところですよというところの売りでやってきたのではないかなというふうには思っております。本会議の中でもちょっと御答弁申し上げたわけでございますけれども、ただし現在墓所をお持ちの方についてですね、廃止になった場合には御案内をさせていただかないいかんかもわかりませんが、ただしこういうふうにパンフレットにあって環境にいいところであるからというだけでもう一度プールを維持していかないかんとということには直接はつながらないのではないかなというふうに理解をさせていただいておりますのでその点は御理解いただきたいと存じます。

それと、委員がおっしゃいますように、やすらぎ公園自体でこのプールをつくったわけではございませんので、その点も含めて御理解をいただきたいというふうに思います。

○佐之井委員

それは、私が先ほど言いましたように財政が厳しかったから、本来霊園公社がつくらなきゃ何を何とかそうやって、お墓をプールもありますよというて売り出していますから、今副市長が言いましたけれども、パンフレットなんかは今小さくなりましたけれども、ちょっとこの間まではプールがどんと載っていましたよ、プールが。私はあそこがなつかしいのでよく行きます。非常にいいところですよ。市民の憩いの場として。ですからお墓の販売とは関係ないとこの間副市長答弁しましたが、それはそうだと思いますよ。もう8割2分売れておって、あと残っているのは少ない。早いもん勝ちですよ。ですから、ただしそういうことを一言も購入者に対する一定の責任を果たしていないわけじゃないですか、こんな予算をあげてきて。そこが問題だと思うのですよ。無料券も送っていますという関係は、そういうつながりが・・・、それと墓地公園としての伊勢市のまちづくりというところと少しオーバーですが、あそこは憩いの場として花を植えたりして市民が楽しんでもらえるひとつの施設やという位置づけで考えないと僕はいかんと思うのです。あんまり長くなっちゃいけないのであれですが、そういうふうに私は思います。

次にあれをやぶってから跡地は何か考えていますか。

●産業観光部長

現在土地の利用につきましては一切考えておりません。白紙でございます。これは公有財産という形になりますので、その中での一連の流れによりまして処分なりをしていきたいというふうに考えております。

○佐之井委員

そうやろ。跡を何にするかを考えていない。それでことしの予算で撤収する、解体するという予算が出てきたので僕はびっくりしておるんや。それはね、市民の健康増進、体づくり、特に子供たち、

プールに入っているところをおたくさんらは見たことありますか、私はよく行くのですか、特に幼児、家族連れが楽しんで、1万3,600人も入ったら大いに役立っておるじゃないですか。営業収支だけで公共性を判断したらだめです、方向性を決めたら。単に財政面だけで。行政というのは何をやっても剰余金をあげるような政策をしませんから、費用対効果ということも大事でございますけれど、やはり収支に出ない行政効果というのを当然インプットしながらやっぱり物事を考えていかんとこれはいかんと思うのです。子育て支援の一環じゃないですか、このプール。まああんまり時間もあれですが。

ちょっと角度を変えまして、廃止の理由にあげております多額の修繕費についてということですが、すでに旧雇用促進事業団から1万500円で買う前に、平成4年だと思いますが、約四千二、三百万かけて大改修しておるんです。それと、7年から平成18年には三千二、三百万ほどの補修をかけておる。それで去年出されたものには3年以内に3,120万ぐらいの修理の見込みがいるというふうに当局は資料を出しておるのですが、今度は5,300万ぐらいといって、2,200万ぐらい増額されておるんですね。何でこんな積算になったのですか、どこがどう変わったのですか。

●商工労政課長

まずひとつでございますが、喫緊に修繕を必要となる経費というのが出てまいりました。こちらのほうは平成23年、本年度実施をしている間に流水プールのモーターあるいはシャワーバルブ、塩素投入機、濾過器の配管工事等が早々に改修をしなければ来年、仮に24年度実施するということになれば、必要となると、改修しなければならないというふうな経費が出てまいりました。こちらのほうを積算いたしましたところ約530万円という経費になったところでございます。またもう1点につきましては、今後必要と見込まれる改修経費というふうなことで、これは先ほど委員からも御指摘いただきましたようにプールの施設上、更新あるいはプールの塗装、プールサイドの張りかえ等々の改修工事が何年かおきに必要となってまいりますが、こちらのほうを直近の中で新たに積算見積をいたしましたところ、本体濾過器の更新であるとか、競泳用のプールの塗装、それから流水プール等の塗装等々をあわせまして、約4,800万円の改修工事が必要となるというふうなもので、これを併せておおむね5千万というふうなことでお示しをさせていただいたとこのようなことでございます。

○佐之井委員

やめる理由付けというふうに私は思うのですが、1年たたんうちに2千万ぐらい上げてきておるんですね、これから必要なお金を。それも1万6,900人もこんなむちゃくちゃ高い数字、2割増しという数字を挙げてきておるといのは、当然納得できないですよ、これでは。そうするとことし運営を例えばこれ予算でやったという予算ですが、運営するということになると何を直さななんのですか、今すぐに。

●商工労政課長

仮に24年度運営というふうなことになるれば、先ほど御報告をさせていただきました喫緊にというふうなことで、例えば流水プールがございまして、こちらのモーター交換であるとか、あるいはシャワーバルブ等の修繕、それから消毒器等の投入、あとプール濾過器関係の取りかえというふうなことで、これらの改修工事が喫緊に必要になると考えております。

○佐之井委員

確かに流水プールは、ここはプールの下にあるんですね、別のところに。そやけど循環器の濾過器は外にありますわな。外にあるんですよ。それでね、これも私見積りものすごく高いと思うんですよ。私はそういうプロではないので工事のことはよくわかりませんが、何かですね、この前 21 年、3 年以内に 3,100 万ぐらいで上がるやつが、5 千万ぐらいにあげてきておる。何かおかしいかと、やめるためのあれかなという気がいたしてなりません。

建物は建築基準法で 30 年、この間直しましたけれども構造物については、耐用年数がありませんと思いますが、その辺はどうですか。

●商工労政課長

プール等につきましては、一般的な数値ということで 30 年ということで伺っております。

○佐之井委員

課長さん、コンクリート構造物のプールの施設というのは耐用年数が僕はないというふうに思っておるのですが、間違いですか、30 年ですか。管理棟は 30 年ですよ、建築基準法で。私が間違いですか、ちょっとそこを教えてください。

●商工労政課長

失礼いたしました。プールとしての耐用年数ということで、建物の基準と異なると思っております。

○佐之井委員

プールの構造物も、流水プールも回っておるあそこですよ、あれも 30 年ですか。僕はないと思うのですよ、耐用年数。

●商工労政課長

先ほどすいませんでした。建物に関する耐用年数ではなくてプール本体に対する対応ということで御理解いただきたいと思います。

○佐之井委員

プールの建物の 30 年というのは、建築基準法で決まっているのは知っています。そやけど、流水プールとかあいうあそこは 25 メートル、8 コース、流水プールが 80 メートル、スライダーつき、スライダーからおりたところが浅い水深で幼児が遊べるとか、例えば体の不自由な方が遊べるというふうな施設に、当時コンセプトでそういうふうにしたのですね。だからこういう構造物は 30 年がないと、もう 1 回はっきり言ってくださいよ。30 年があるのですか、ないのですか。

●藤井建築住宅課長

私の認識といたしましても、流水プールについての耐用年数はないと考えております。

○佐之井委員

耐用年数ないんですよ。それであそこは参考までにいいますと、非常に地盤が固いところなんです。岩盤なんです。ダイナマイトで発破してやったところですが、非常に硬い岩盤のところなんです。私は当時当局におりましたからね、あそこで。よくわかっておる。硬いところですが、私はせっかくあるものですから少々銭をかけてでも市民の憩いのために私はしておくべきというふうに思うので、この撤去費用というのは非常に気に入らんのですね。あのね、行政コスト、平成23年6月に情報調査室長からでています、このコストの明細を見せていただきますと、やすらぎ公園プールについて計算して書いてある。例えばな横に書いてある市立保育園の運営にかかるコストを考えると、児童1人あたり1カ月8万6,923円。市民1人あたりの一般財源投入額は、9,420円と書かれております。プールを見てみますよ、比べてどうと言っているわけではなく、たまたまここに一緒についておるんで。市民1人あたりの一般財源投入額は83円。83円ですよ。市民1人当たりにしてもみますと、105円で一般財源は83円の投入コスト、他のもちょっと参考までに、学校給食は児童1人あたり5万8,224円、市民1人あたりの一般財源投入額は4,981円、図書館の貸し出しにかかるコストは、市民1人当たり1,601円、市民1人あたりの一般財源投入額は1,600円、やすらぎ公園プールは83円、高いか安いかは判断してもらえればわかるのですが、市が出しておる行政サービスコスト集を見ても、これは、出し方はいろいろあると思うのですが、単純に比較はできないと思いますが、非常にこれぐらいのコストで、費用対効果という面からの側面から見ても、やっぱり撤収するということには問題があるというふうに私は思います。この辺のコストはどうですか。当局、私は今申し上げたこと、これ情報戦略局が出した・・・。

●江原情報調査室長

コストのお話ですが、これにつきましては毎年度の運営費用ということで計算をさせていただいております。これを見ていただいた方が、高いか安いかなというようなことで、いろいろと感じ方はあるかと思いますが、このような結果でございます。

○佐之井委員

ちょっとよく理解できないのですが。これ去年の6月にね、市民に配られておるわけですから、単に何と何を比較してどうかということを僕は言っていない。ただ、コストとして、市民1人当たり105円という、それから一般財源の投入額は83円、これだけはよく肝に銘じておいてください。

これもちょっと古いデータなのですが、伊勢市には市民プールがないんですよ。松阪や津や四日市とかあんなところはみんなあるんですけどもないんです。したがって、これ前の資料、3年ぐらい前と古いのですが、津市なんかは、11万ぐらい人が入っておるもんでかしらんけれども、赤字が6,100万円ぐらい出てる、市営プール、差し引きな。それから四日市が6万人ぐらい入って、2,600万円強赤字が出ておる、赤字ですよ。松阪市が3万人ぐらい入って4,600万強の赤字が出ておる、4,600万。それで鈴鹿が1万9千人ぐらいの入場者数で使用料と支出を引いた差を言っておるのですが、鈴鹿市なんかは、880万円ぐらい赤字になっておるんです。名張も赤字、これ市民プールをみんな持っておるんですよ。だから市民プールをつくるかつくらんかのぜひはいろいろと考え方があると思いますが、市民プールがないのに、B&Gがありますが、あれは全然機能が違いますからね、この間も質問が出ていましたけれども、あそこは例えば浮き輪を持って入れません。したがって全然機能が違いますから、あれがあるよってどうか、あるいはどうやというようなことには私はならんというふう

に思っております。

30 年以上にわたって市でしておりました公共施設です。長くなってきていけませんが、まとめますが、廃止をして解体するにというには、まだ市民への説明責任を果たしていないと思います。私はそう思います。せっかくあるんやで、行政的効果を考えるとね、収支バランスだけで考えてはいかん、何回も言うようですが、長くなりましたので質疑ですので、あんまり意見を言っただけでいいかんということでございますので、この辺りで終わりますが、もう少し一考を要すると申し上げて私は質問を終わります。

○福井委員

同じくこのやすらぎ公園プールのところで私ももう少しお聞きしたいと思います。

今佐之井委員がほとんどおっしゃっていただきましたのですが、その中で伊勢市の考え方として、プール施策をどう考えているのかということについて少し聞きたいと思います。

あそこのやすらぎ公園は子供とかお年寄りとか体の不自由な方も来られるかもわかりません。そういう面でいろいろと市民の方にとって親しみのあるプールであるとは思っておりますが、そういう部分について、弱者のためのプールという考え方もあるかと思いますが、市としてプール施策をどう考えているのか少し考えをお聞かせください。

●産業観光部長

これまでのやすらぎ公園プールということでお答えをさせていただきたいと思いますが、御承知のようにこれは雇用促進事業団のほうで当初つくっていただいたということでございます。それを平成 15 年に市のほうで勤労者の雇用促進健康管理、あわせまして市民の皆さまにお使いいただくということも 15 年度からはあわせまして運営をしてまいりました。そのような状況でございますが、先般の産建でもいろいろと御意見をいただきましたが、弱者対策という目では、実は、このプールについては見ておりませんでした。このプールの運営については福祉施策の一環としていなかったということで御理解いただきたいと思います。

○福井委員

今先ほど福祉の面では見ていない、弱者のためのそういう意味では見ていないと。健康管理だけだということで今お答えをいただきましたが、実際いろんな小さな子供たちも今回大変たくさんの方が使っておるということになりますと、やはり単なる健康管理だけではなくて、弱者のためのプールという実情もあったのではないかなと思います。そういうことで単なる老朽化による経費がかかるということで、やはりすぐなくすというのはいかがなものかなという気がします。

そういう意味で例えばなくなるとした場合に、何か他にプールについて、例えば小学校のプールなんかはたくさんあちらこちらにございますね。中学校はないですが、小学校プールはいろんなところがございます。そういう部分をうまく利用するとか、それを利用する、開放するとなるとその管理とかがかかってきますけれども、そういう部分についていろんなやり方をすればどんなこともできると思いますけれども、そういう部分の何か考え方はございませんか。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

ただいま学校プールというようなお話をいただきました。お話もありましたように学校のプールにつきましては、学校プール運営委員会というものを設置して、そのプールの運営に現在あたっていたいておるという現状でございます。

そうした流れの中ではそういう運営体を組織するということが必要になってこようかと思えます。その中での課題というものはあるかと思えます。

また、一方で先ほど佐之井委員からお話がありました御菌のB&G海洋センターというプールがございます。こちらにつきましても一般開放ということの中で、子供たちも御利用していただいておりますわけですが、こちらのプールについては市民対象ということで、実際にレジャーのプールという部分とは若干違う部分があるのですが、プールの利用という側面におきましては、授業の中での時間の調整等々をすることは可能であるのではないかと考えておるところでございます。

こちら調整というのは必要かと思えますけれども、できるだけそういうことの中で御利用いただくことは可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

○福井委員

今B&Gとの話も出ましたが、例えばですね、小学校のプール、やすらぎ公園プールがなくなると仮定した場合に、そのすべてがすべてのプールというわけじゃないかわかりませんが、その選択したプールの中で、その管理を市が行うとか、そういうふうな管理といってもどこかへ委託するような形になるかと思えますが、シルバーに委託するなり、どういう方法でもございますけれども、そういう方法もあるかと思えます。そのプール行政について市が全然関心がないんだというのであれば、それは別ですが、そういう意味では若者、子供たちの育成、健康管理も含めてそういうものを見るならば、そういう突っ込んだ部分も必要ではないかなと私は思います。

もう一度言いますが、小学校のプール等選択して、こことこことここというようなことで、市が運営について、例えば夏休みの開放のときはするとか。これからふるさと未来づくり等へも移行していくわけですが、そういう部分での、その地域でこれを使いたいということであれば、そこで管理のいたくということもあろうかと思えます。いろんな方法もあるかと思えます。そういう面でプール行政について、深く考えていただきたいと思えますが、最後にもう一度だけお願いします。

●佐々木教育部長

本会議のときの中山議員のほうでも少し御質問をいただきまして御答弁をさせていただいておりますように、教育委員会といたしましても、プールについては、スポーツの振興、健康の増進、レクリエーションの場とこういった意味で、プールそのものは非常に貴重なものだというふうに思っております。

その中で今回老朽化、それから経費の面というのが、確かに大きな欠陥にはなっておりますが、今回のやすらぎ公園プールについては、おっしゃるように市民プールとしての視点からも、教育委員会もそうですし、市全体としても検討をさせていただいたというふうに私個人としては思っております。その中で見直しガイドラインにありますように、施設を老朽化したり更新したときに、その施設をどうするかという目をおしかりをいただくかもしれませんが一見の際に、ではどうしても市がせいかん施設というか市が何とでもする必要がある状況の中での施設なのかどうなのかということも検討させていただいたということだけはお分かりいただきたい。と申しますのは、このやすらぎ公園プ

ールが建設された当時は市内に、当時は旧伊勢市でございましたけれども、当然公設の市民プールもございませんし、民間のプールもなかった、近隣の町村にもそういったプールは、まだあのときはB & Gもなかったような状態でございましたので、その中で市民の、先ほど申し上げた3つの大きな目的の中で憩いのプールの場合というのは、それは行政として責任をもってせないかんという部分があるというようなことで建設をされたというふうに理解をしております。

その年月の経過の中で、ただいまのような状況になってきたときに例えば市内には「千の杜」がありますし、B & Gも、これはレクリエーションの場としては少し違いますけれどもつくられましたし、近隣の町村には「鏡」がある。そういったことを勘案した中で市のプールを新たに設置する、あるいは老朽化したプールを大幅に改修するのはどうだという議論の中でこういった話が出てまいった。それでおっしゃるように代替措置といいますか、セーフティネットというか、そういった部分については、また別途の話の部分として今回このような形で整理がされたものというふうに理解をしておりますので、御理解をちょうだいしたいというふうに思っております。

○福井委員

いろいろと今プールについての考えをお聞きしたわけですが、そもそも基本的に公共の施設、設備というのはお金を生むものではない。市民のための施設、福祉の施設というか、いろんな健康とかそういうような面での施設となれば、やはり安く、市民が利用しやすい使い方をしていただくためには、やはり常に黒字化というようなことは難しいと確かにそれは思っております。そういう面でも市民が気楽に使えるようなプールというものもやっぱり必要ではないかと、そういう意味で今回その老朽化だけの理由でそれをなくすというのは、私としては納得しかねる部分があるかと思います。そういう面でやはりプールについての今後の取り組みですね、一考していただきたいと思いますが、私の質問はこれで終わります。

◎長田委員長

審査の途中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午後3時35分)

(再開 午後3時45分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。審査を続けます。

中山委員。

○中山委員

今日は何時までやるの。

◎長田委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 45 分)

(再開 午後 3 時 48 分)

◎長田委員長

お諮りいたします。本日はこの程度で散会し、12 日午前 10 時から継続会議を開き、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費から審査を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

◎長田委員長

御異議なしと認めます。それでは本日はこの程度で散会し、午前 10 時から継続会議を開き、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費から審査を続行することに決定いたしました。なお、本日御出席の皆さんには開議通知を差し上げませんから御了承ください。

それではこれをもって散会いたします。

(散会 午後 3 時 48 分)

上記署名する

平成 2 4 年 3 月 9 日

委員長

委員

委員